

**赤穂市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
【案】（抜粋）**

**平成 27 年 2 月**

**赤穂市**

## 2 認知症支援と権利擁護の推進

### (1) 認知症施策の推進

#### 【施策・事業の内容】

今後の急速な高齢化の進行に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症施策を計画的に推進していく必要があります。

本市においても、認知症サポーター養成講座、あんしん見守りキーホルダー登録事業、市内1カ所に開設されている「認知症カフェ(※1)」への支援など認知症の人とその家族を支えるための事業等を実施しています。

※1 認知症カフェ：認知症の人とその家族、地域住民、専門職種等の誰もが参加でき集う場

#### 【今後の方向性】

##### ① 認知症予防と普及啓発

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスの整備に取り組み、認知症についての正しい知識の普及・情報提供に努めます。

##### ② 家族支援体制の整備

認知症の人や家族などの支援として、認知症カフェ立ち上げ支援を行うほか、認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、サポーター数の増加を図ります。

【認知症サポーターの人数】

年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(累計)	2,000人	2,100人	2,200人	2,400人

※赤穂市総合計画におけるH27年度の目標数 2,000人

##### ③ 相談体制の充実

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターである認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携により、地域における認知症支援体制の構築を図ります。

【認知症地域支援推進員】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配置数	—	—	1人	1人

## (6) 保険料基準額の算出式

平成27年度から29年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

## 【保険料基準額の算定】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額(①)	3,753,884,965円	3,967,102,809円	4,276,360,351円	11,997,348,125円
地域支援事業費(②)	76,989,000円	97,135,000円	114,574,000円	288,698,000円
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((① + ②) × 22%) + (① × 5%))	1,030,486,520円	1,092,487,458円	1,180,743,425円	3,303,717,404円
調整交付金見込額 (④ = ① × 各年度交付割合)	173,896,000円	198,355,000円	215,167,000円	587,418,000円
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑤ = (① + ②) × %)	/			/
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)	/			25,000,000円
第6期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)	/			2,691,299,404円
予定保険料収納率(⑧)	98.50%			/
所得段階別加入割合補正後被保険者数(⑨)	14,635人	14,902人	15,091人	44,628人
年額保険料基準額(⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)	/			61,224円
月額保険料基準額(⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)	/			5,102円

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

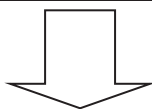
## 【参考】

	平成32年度	平成37年度
月額保険料基準額	6,757円	8,230円

## (7) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

第5期計画期間の区分(実質9段階)			保険料率
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		×0.50
第2段階	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	×0.50
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	×0.75
特例 第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	×0.85
第4段階 (基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	×1.00
第5段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.15
第6段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	×1.25
第7段階		合計所得金額が190万円以上200万円未満	×1.35
第8段階		合計所得金額が200万円以上	×1.50



第6期計画期間の区分(11段階)			保険料率		
			平成 27/28 年度	平成 29 年度	
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		×0.45	×0.30	
	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下			
第2段階		公的年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下		×0.75	×0.50
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が120万円を超える		×0.75	×0.70
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下		×0.85	×0.85
第5段階 (基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える		×1.00	×1.00
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満		×1.20	×1.20
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満		×1.30	×1.30
第8段階		合計所得金額が190万円以上200万円未満		×1.40	×1.40
第9段階		合計所得金額が200万円以上290万円未満		×1.50	×1.50
第10段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満		×1.60	×1.60
第11段階		合計所得金額が400万円以上		×1.70	×1.70

## (8) 所得段階別第1号被保険者の保険料

第6期計画期間（平成27～29年度）における各所得段階別の年額の保険料は、次のようになります。

第6期計画期間の区分(11段階)		保険料(年額)	
		平成27/28年度	平成29年度
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	27,540円	18,360円
第2段階	本人を含め世帯全員が 公的年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下	45,900円	30,600円
第3段階	市民税非課税 公的年金収入＋合計所得金額が120万円を越える	45,900円	42,840円
第4段階	本人が市民税非課税で、 公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	52,020円	52,020円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税者がいる 公的年金収入＋合計所得金額が80万円を越える	61,200円	61,200円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	73,440円
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	79,560円
第8段階		合計所得金額が190万円以上200万円未満	85,680円
第9段階		合計所得金額が200万円以上290万円未満	91,800円
第10段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	97,920円
第11段階		合計所得金額が400万円以上	104,040円

サービスの質の向上を図ります。

#### ウ 住宅改修・福祉用具貸与等の点検

改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものであるかどうかにきめ細かく確認を行い、その必要性に疑問があるような場合はケアマネジャーや業者に確認を行っています。今後も継続してサービスの適正化を図っていきます。

#### エ 医療情報との突合・縦覧点検

兵庫県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報をもとに、介護保険事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

現在は実施していませんが、今後、さらなる適正化を図るため兵庫県国民健康保険団体連合会から提供される帳票をもとに事業所等への確認を実施していきます。

#### オ 介護給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知します、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげていきます。

現在、介護給付費通知を年3回実施しており、今後も継続して実施してまいります。

### ⑤ サービスの質の向上

「介護サービス情報の公表」制度の普及促進を図り、利用者のサービス選択を支援するとともに、事業者の質の向上を図ります。

また、事業者自身による自主的な取り組みとなりますが、サービスの第三者評価は「介護サービスの公表」と同様に、利用者がサービスを選択する際の判断材料の一つとなることから、今後の制度の普及促進を図ることからも、事業者への第三者評価の導入を促進してまいります。

### ⑥ 介護相談員

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じたり、サービスに対する不満や要望等の聞き取りなどを行っています。

この事業により、通常では伝わりにくい利用者の要望等を事業者に伝えることができ、また、介護の現場に外部の目が入ることによる介護サービスの質的向上が期待されます。

今後も引き続き施設等への派遣を行うとともに、介護相談員の研修の機会を

設け、相談技術や介護保険に関する知識の向上を図り、サービス利用者がより相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。

⑦ 情報公表

市を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源を把握することができるよう、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表します。

⑧ 事業所への実地指導

「赤穂市指定地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱」に基づき、地域密着型サービス事業者については、定期的に実地指導を行うとともに、迅速かつきめ細やかな指導を実施し、指導基準の遵守やサービスの質の改善・向上を図っていきます。

録を受けることができる。

#### ■生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う者。

#### ■地域支援事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。

#### ■特定健診・特定保健指導

平成20年から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行う。

#### ■二次予防事業対象者

「生活機能が低下している要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者」のこと。

#### ■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。概ね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区程度を基本としている。

#### ■認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための取り組み。「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を改正し、できる限り早い段階からの支援、やさしい地域づくりの推進などが盛り込まれている。

#### ■認知症高齢者

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは異なる。